

第81回定時株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

第81期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」
- 連結計算書類の「連結注記表」
- 計算書類の「個別注記表」

共 英 製 鋼 株 式 会 社

上記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様へご送付している書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供措置事項から上記の事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

I. 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、上記体制につき以下のとおり決議しております。

1. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書については、社内規程に従い適切に保存・管理することとし、必要に応じて規程の見直し等の運用の検証を行う。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 平時は、取締役会において中期経営計画、年度経営計画を策定し、月次・四半期・年度決算のサイクルによる損益管理を実施、事業環境の変化に迅速に対応する。
- (2) 予想される主要なリスクに対して、各所管部署において規程・体制を整備するとともに、必要に応じてマニュアルの作成、研修会の実施等を行う。
- (3) 各所管部署におけるリスクマネジメントおよびコンプライアンス推進の実効性を高め、また重大な災害、事故、違法行為等の発生時における対応体制を強化するため、「リスク・コンプライアンス部会」を設置する。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制ならびに当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会が取締役の職務執行を監督するとともに、監査役が取締役の職務執行を監査する体制を基本とし、これらの体制が効率的に機能するために以下の体制を整備する。

- (1) 取締役会で意思決定を行う事項、経営会議で審議する事項を、それぞれ取締役会規程・経営会議規程に定める。
- (2) 執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と執行機能とを分離することにより、監督機能の実効性と業務執行の効率性を高める。
- (3) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各職責の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

4. 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置、定期的に業務監査を実施し、執行役員・使用人の職務執行を監査する。また、違法行為の発生を防止するため、「リスク・コンプライアンス部会」は以下のコンプライアンス・プログラムを実施する。

- (1) リスク・コンプライアンス部会は、コンプライアンスに関する諸規程・教育計画の策定と周知・啓発を行い、違反またはそのおそれがある場合の調査および是正措置等を行う。
- (2) コンプライアンスに関する疑義が生じた場合に、執行役員・使用人がリスク・コンプライアンス部会に相談もしくは内部通報できる「コンプライアンス相談窓口」を設置する。
- (3) 万一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、その内容・対処案がリスク・コンプライアンス部会を通じて取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および子会社は当社グループの経営理念・行動指針に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務の運営方針等を社員に対し周知・徹底する。
- (2) 当社は子会社の管理に関して「関係会社管理規程」において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。
- (3) 各子会社に監査役を派遣し、内部統制に関する監査を実施するとともに、当社監査部が内部監査を定期的に行い、指導・助言を行う。
- (4) 各子会社の事業内容・規模に応じて、当社に準じたコンプライアンス・プログラムの整備を求める。
- (5) 上記(1)～(4)に基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

所管部門は、各子会社における事業計画、重要な業務方針、決算等、当社の連結経営上または各子会社の経営上の重要事項について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

所管部門は、各子会社におけるリスク管理状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

③子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

所管部門は、各子会社の業務運営ならびにマネジメントに関する支援を行う。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

所管部門は、各子会社における法令遵守および内部統制の整備・運用状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各子会社においてコンプライアンスに違反するおそれのある事態が発生した場合には、その内容・対処案が当社の所管部署を通じて取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は、金融商品取引法の定めに従い、市場への説明責任を果たし投資家からの信頼を確保するために、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その有効かつ効率的な運用および評価を行う。

7. 監査役の監査に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役からその職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合、取締役は監査役と協議のうえ、専任または監査部門を兼任する使用人を配置するものとし、監査役は当該使用人を指揮することができる。

②上記使用人の人事異動および人事考課等については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

③上記使用人は、監査役会の作成する監査方針に従って職務を行うものとする。

(2) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、ならびに報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社の取締役、執行役員、使用人および子会社の取締役、使用人は、職務の執行状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について適時・適切に監査役または監査役会に報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議等において報告し、監査役と情報を共有する。

②監査役に報告を行った当社の取締役、執行役員、使用人および子会社の取締役、使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役会・経営会議等の重要会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決裁書類等の業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

②監査役会は、代表取締役と適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

③監査役は、必要と認めた場合、監査部に対して内部監査結果の報告を求めることができる。

④監査役は会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要に応じ、補助者として、弁護士、会計士その他の外部専門家等に依頼することができる。

⑤監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当社は当該請求に係る費用または債務を速やかに処理する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査役は、事後的に当社にその償還を請求することができる。

8. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断することを基本方針とする。

(2) 反社会的勢力からの不当な圧力、要求に対して毅然とした態度で臨み、断固として拒絶する。

(3) 警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を推進する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書については、「情報管理基本規程」等に基づいて適切に管理し、「文書管理規程」に従って保存・管理を行い、運用状況については監査対象としております。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「経営計画管理規程」に基づき、経営計画の作成および毎月の取締役会・経営会議での計画進捗状況の報告、損益管理を実施しております。

また、当社グループの事業をとりまくリスク全般についてのマネジメントに関する基本事項を定める規程として「リスクマネジメント規程」を制定しており、事業上の重要リスクを経営の観点で統括する機関として「リスクマネジメント委員会」を設置、当該委員会の下部組織として、特に内部統制やコンプライアンス上のリスクマ

ネジメントを統括する「リスク・コンプライアンス部会」、当社グループの気候関連リスクマネジメントに係る方針・対応計画の策定を行う「気候変動部会」を設置しております。

品質に関する事項については「品質管理規程」に定めるとともに「中央品質管理委員会」を設置するほか、その他の主要なリスクについても各種規程を制定、「中央安全衛生委員会」「中央環境委員会」を設置する等、リスク管理体制を整備しております。

情報管理やサイバーセキュリティリスク等への対応として、「情報管理基本規程」「情報セキュリティマネジメント規程」「情報セキュリティインシデント対応規程」等を定めるとともに、「リスクマネジメント委員会」の下部組織として「情報セキュリティ部会」を設置し、情報セキュリティ全般に関する管理体制の強化を進めております。

また、第三者との取引上の紛争の発生を未然に防止し、円滑な契約履行を期することを目的とした「契約管理規程」を制定し、リスクコントロールを行っております。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制ならびに当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当事業年度においては取締役会を17回開催し、取締役会による取締役の職務執行の監督を行っております。また、「取締役会規程」「経営会議規程」「執行役員規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに従い、職務執行の効率化と意思決定の迅速化を図っております。

4. 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「内部監査規程」を制定し、監査部が当社の本社および各事業所に対する内部監査を定期的を実施しております。また、事業上の重要リスクを経営の観点で統括する機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、当該委員会の下部組織として、特に内部統制やコンプライアンス上のリスクマネジメントを統括する「リスク・コンプライアンス部会」を設置しております。併せて、「コンプライアンス相談窓口」を設置するとともに、社員のコンプライアンス意識向上を目的とし、「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンスカード」「ハラスメント防止ハンドブック」の配布や、定期的なコンプライアンス研修等を実施しております。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」において、関係会社から当社への協議・報告事項を定めており、これに基づいた適切な協議・報告が行われております。また、当社グループ間の事業戦略の共有、連携強化を目的とした「グループ・マネジメント・カンファレンス」を実施しております。

関係会社の管理体制向上のため、リスクマネジメントの要点を記載した「関係会社マネジメントハンドブック」を作成し、海外関係会社も含めて周知・展開を行っております。併せて、当社監査部による子会社の内部監査を定期的を実施しており、適切な指導・助言を行っております。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制規程」を制定しており、当社監査部が当社グループの財務報告に係る内部統制の整備評価・運用評価を実施しております。

7. 監査役の監査に関する事項

監査役は取締役会・経営会議等の重要会議に出席しており、当社グループにおける業務の重要事項は「監査役または監査役会への報告に関する規程」に基づき、適時・適切に監査役へ報告されております。

また、当社監査部は、当社グループにおける内部監査結果および財務報告内部統制の整備運用状況について、定期的に監査役会に報告しております。

監査役と代表取締役・取締役等との会合や、監査役と会計監査人との意見交換は、適宜実施されております。

8. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係断絶について「コンプライアンス・マニュアル」に規定し、これを当社グループ社員全員に配布、周知徹底を図っております。また、全社的な方針として「反社会的勢力排除に関する対応要領」を制定し、当社グループ各社に周知・展開を行っております。

万一何らかの問題が生じた場合は、本社人事総務部が当社グループ全体の統括部署となり、当社グループ各社および当社各事業所の総務担当部署が対応することとしております。

連 結 注 記 表

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	16社
連結子会社の名称	共英産業株式会社 株式会社共英メソナ 共英リサイクル株式会社 共英加工販売株式会社 株式会社吉年 ビナ・キョウエイ・スチール社 キョウエイ・スチール・ベトナム社 米国共英製鋼会社 ビントンのスチール社 ビントンのメタル・プロセッシング社 チー・バイ・インターナショナル・ポート社 ベトナム・イタリー・スチール社 キョウエイ・カナダ・インベストメント社 アルタ・スチール社 メイプル・リーフ・メタル社 ビナ・ジャパン・エンジニアリング社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	有限会社キョウエイ環境 共英マテリアル株式会社 みどり精密工業株式会社 坪内運輸株式会社
--------------	---

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数およびこれらのうち主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数	3社
会社等の名称	中山鋼業株式会社 ジェンアルタ・リサイクリング社 ビントンのボール社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称 （非連結子会社）

有限会社キョウエイ環境
共英マテリアル株式会社
みどり精密工業株式会社
坪内運輸株式会社
共備運輸興業株式会社

（関連会社）

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ ……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品、製品、半製品、原材料及び貯蔵品 ……………総平均法に基づく原価法

貯蔵品の一部 ……………最終仕入原価法

ロール ……………個別法に基づく原価法

（注）いずれも貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 31年

機械装置及び運搬具 14年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

b. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しています。

c. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②重要な収益および費用の計上基準

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

国内鉄鋼事業および海外鉄鋼事業においては、主に鉄鋼製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していますが、国内鉄鋼事業においては出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しています。

環境リサイクル事業においては、主に医療廃棄物処理および産業廃棄物処理というサービスの提供を履行義務としており、サービス提供の完了時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しています。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価で算定しています。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

また、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受領する額から第三者に対する支払額を控除した純額で収益を認識しています。

③重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しています。

④重要なヘッジ会計の処理

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約および通貨スワップについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しています。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息
為替予約、通貨スワップ	外貨建金銭債権債務等

c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行うこととしています。また、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引および通貨スワップ取引を行うこととしています。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行うこととしています。

d. ヘッジ有効性評価の方法

取引毎にヘッジ手段取引額とヘッジ対象取引額との比較を行うことによりヘッジの有効性評価を行っています。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しています。また、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件等が一致しており、かつキャッシュ・フローが固定されているため、有効性の判定を省略しています。

⑤のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しています。ただし、金額的に重要性の低い場合は、発生年度に一括して償却しています。

⑥グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) ビナ・キョウエイ・スチール社

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
有形固定資産	3,506
無形固定資産	6
減損損失	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結子会社であるビナ・キョウエイ・スチール社は国際財務報告基準を適用しており、固定資産が含まれる資金生成単位については、減損の兆候があると認められる場合には減損テストが実施され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しています。

当連結会計年度において、ビナ・キョウエイ・スチール社は、製品市況の低迷、競合環境がより激化したことから、減損の兆候があると判断し、減損テストを実施した結果、回収可能価額が帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識していません。

回収可能価額の算定に用いる将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された事業計画を基礎として見積っています。当該事業計画に含まれるメタルスプレッド（鋼材価格と原材料価格の差）は世界的な需給構造変化により影響を受け、ボラティリティが高く、また、ベトナムの市場規模の拡大等による販売数量の増加には不確実性を伴います。加えて、回収可能価額の算定に用いる割引率は減損損失の測定に重要な影響を及ぼします。これらの見積りの前提条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の減損損失の発生に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) ベトナム・イタリー・スチール社

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
有形固定資産 (減損損失計上後)	9,362
無形固定資産 (減損損失計上後)	10
減損損失	2,294

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結子会社であるベトナム・イタリー・スチール社は国際財務報告基準を適用しており、固定資産が含まれる資金生成単位については、減損の兆候があると認められる場合には減損テストが実施され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しています。

当連結会計年度において、ベトナム・イタリー・スチール社は、製品市況の低迷、競合環境がより激化したことから、減損の兆候があると判断し、減損テストを実施した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回っていたことから、減損損失を認識しました。

回収可能価額の算定に用いる将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された事業計画を基礎として見積っています。当該事業計画に含まれるメタルスプレッド（鋼材価格と原材料価格の差）は世界的な需給構造変化により影響を受け、ボラティリティが高く、また、ベトナムの市場規模の拡大等による販売数量の増加には不確実性を伴います。加えて、回収可能価額の測定に用いる割引率は減損損失の測定に重要な影響を及ぼします。これらの見積りの前提条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の減損損失の発生に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) ビントン・スチール社

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
有形固定資産	11,074
無形固定資産	49
減損損失	—

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結子会社であるビントン・スチール社は米国会計基準を適用しており、減損の兆候が識別され、回収可能性テストにより資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額と公正価値の差額を減損損失として計上しています。

当連結会計年度において、ビントン・スチール社が保有する固定資産について、生産効率の悪化に伴う収益性の低下により減損の兆候があると判断し、回収可能性のテストを実施した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を計上していません。

割引前将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された事業計画を基礎として見積っています。当該事業計画に含まれるメタルスプレッド（鋼材価格と原材料価格の差）は世界的な需給構造変化により影響を受け、ボラティリティが高く、また、北米の市場規模の拡大等による販売数量の増加には不確実性を伴います。これらの見積りの前提条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の減損損失の発生に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金(※)	557百万円
計	557百万円

(※)アルタ・スチール社の依頼により、金融機関がスタンバイL/Cを発行するため担保に供しています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 190,676百万円

3. 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額に含めて表示しています。

4. 受取手形割引高および電子記録債権割引高

受取手形割引高	26百万円
電子記録債権割引高	125百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1)再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定めるところの、地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法によっています。

(2)再評価を行った年月日 2000年3月31日

(3)再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△4,171百万円

6. 圧縮記帳

当連結会計年度における国庫補助金等に係る資産の取得価額の直接圧縮累計額は1,129百万円です。

V. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは次の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
海外鉄鋼事業における工場	ベトナム国フンエン省 ベトナム国ハイフォン市	建物及び構築物	917
		機械装置及び運搬具	839
		有形固定資産その他	201
		土地使用权	336
小計			2,294
環境リサイクル事業における工場	山口県山陽小野田市	建物及び構築物	132
		機械装置及び運搬具	205
		有形固定資産その他	6
小計			343
合計			2,637

当社グループは、事業用資産については原則として事業所毎に、遊休資産については物件単位毎にグループピングを実施しています。

ベトナム国フンエン省等の海外鉄鋼事業における工場については、ベトナム・イタリー・スチール社に係る固定資産について、収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しています。

山口県山陽小野田市の環境リサイクル事業における工場については、共英リサイクル社に係る固定資産について、収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、ベトナム国フンエン省等の海外鉄鋼事業における工場については、将来キャッシュ・フローを12%で割り引いて算定しています。山口県山陽小野田市の環境リサイクル事業における工場については、当該事業の事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため、回収可能価額をゼロとしています。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度における発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	44,898,730	—	—	44,898,730
合計	44,898,730	—	—	44,898,730
自己株式				
普通株式	1,439,755	—	—	1,439,755
合計	1,439,755	—	—	1,439,755

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年4月30日 取締役会	普通株式	3,259	75.00	2024年3月31日	2024年6月10日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	1,304	30.00	2024年9月30日	2024年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

①決議	2025年4月30日 取締役会
②株式の種類	普通株式
③配当金の総額	2,608百万円
④配当の原資	利益剰余金
⑤1株当たり配当額	60.00円
⑥基準日	2025年3月31日
⑦効力発生日	2025年6月10日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針です。デリバティブは、主に外貨建支払等に係る為替の変動リスクおよび借入金の金利変動リスクならびに燃料に係る価格変動リスクを回避するためのヘッジ手段として利用し、投機的な取引は原則行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関して、当社グループでは各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

有価証券である債券や譲渡性預金は、発行会社の信用リスクに晒されますが、当該リスクに関して、当社グループでは信用力の高い金融機関が発行する短期の金融商品の購入に限定しています。また、当該金融商品の時価の変動によるリスクは僅少です。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクおよび投資先の業績変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4か月以内の支払期日です。

現在当社グループの借入金、社債およびリース債務のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、長期借入金、社債およびリース債務は主に海外事業投資、設備投資および運転資金の調達を目的としたものです。

変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用することがあります。

また、外貨建金銭債権債務等については為替リスクに晒されますが、リスクの軽減を図るために、デリバティブ取引（為替予約および通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用することがあります。

一部の燃料購入に係る価格変動リスクの軽減を図るために、デリバティブ取引（商品先物取引）をヘッジ手段として利用することがあります。

ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。取引毎の有効性評価を行っていますが、特例処理の要件を満たしている場合には、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程等に従って行っています。

また、営業債務や借入金、リース債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額(※1) (百万円)	時価(※1) (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(※3)			
その他有価証券	6,992	6,992	—
(2) 長期貸付金	150	150	—
(3) 社債	(10,000)	(9,787)	△213
(4) 長期借入金			
一年内返済予定の長期借入金	(5,128)	(5,064)	△64
長期借入金	(18,053)	(17,404)	△648
(5) リース債務(※4)	(1,398)	(1,415)	17
(6) デリバティブ取引(※5)	271	271	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しています。

(※2) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」ならびに「短期借入金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	当連結会計年度（百万円）
投資有価証券	
非上場株式	10,534
投資その他の資産 その他	
関係会社出資金	1,047

(※4) 流動負債のその他と固定負債のその他に含まれているリース債務を合算して表示しています。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(注1) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	64,495	—	—	—
受取手形	257	—	—	—
売掛金	53,371	—	—	—
電子記録債権	18,011	—	—	—
長期貸付金	—	148	1	—
合 計	136,133	148	1	—

(注2) 社債、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

区 分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	10,000	—	—	—	—
長期借入金	5,128	5,007	4,748	4,082	2,554	1,662
リース債務	378	225	318	164	82	231

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	6,992	—	—	6,992
デリバティブ取引	—	271	—	271
資産計	6,992	271	—	7,263

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	150	—	150
資産計	—	150	—	150
社債	—	9,787	—	9,787
長期借入金				
一年内返済予定の長期借入金	—	5,064	—	5,064
長期借入金	—	17,404	—	17,404
リース債務	—	1,415	—	1,415
負債計	—	33,671	—	33,671

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法より算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金およびリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの顧客との契約から生じる収益をセグメント別に分解した情報は次のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	国内鉄鋼事業	海外鉄鋼事業	環境リサイクル事業	計		
顧客との契約から生じる収益	142,602	169,016	6,243	317,861	4,989	322,849

(注) セグメント間の内部売上高または振替高を控除した後の金額を表示しています。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「Ⅱ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 3. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ②重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	93,407
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	71,639
契約負債（期首残高）	—
契約負債（期末残高）	905

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,670円79銭
1株当たり当期純利益	248円30銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

連結貸借対照表の純資産の部の合計額	209,157百万円
連結貸借対照表の純資産の部の合計額から控除する金額	△6,169百万円
普通株式に係る期末純資産額	202,988百万円
普通株式の発行済株式数	44,899千株
普通株式の自己株式数	1,440千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末普通株式の数	43,459千株

2. 1株当たり当期純利益

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	10,791百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	10,791百万円
普通株式の期中平均株式数	43,459千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

……移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ……時価法

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品、製品、半製品、原材料及び貯蔵品……総平均法に基づく原価法

貯蔵品の一部……最終仕入原価法

ロール……個別法に基づく原価法

(注) いずれも貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31年

構築物 15年

機械及び装置 14年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益および費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

国内鉄鋼事業においては、主に鉄鋼製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していますが、出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しています。

環境リサイクル事業においては、主に医療廃棄物処理および産業廃棄物処理というサービスの提供を履行義務としており、サービス提供の完了時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しています。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価で算定しています。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

また、当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受領する額から第三者に対する支払額を控除した純額で収益を認識しています。

(2) ヘッジ会計の処理

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約および通貨スワップについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息
為替予約、通貨スワップ	外貨建金銭債権債務等

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行うこととしています。また、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引および通貨スワップ取引を行うこととしています。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行うこととしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

取引毎にヘッジ手段取引額とヘッジ対象取引額との比較を行うことによりヘッジの有効性評価を行っています。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しています。また、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件等が一致しており、かつキャッシュ・フローが固定されているため、有効性の判定を省略しています。

(3) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しています。

(4) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

ベトナム・イタリー・スチール社株式

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
関係会社株式 (評価損計上後)	1,618
関係会社株式評価損	5,971

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は取得原価をもって帳簿価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を認識しています。

当事業年度末において、連結子会社であるベトナム・イタリー・スチール社株式について、同社の収益性が低下したことにより評価損計上の要否の検討を行った結果、実質価額が著しく低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合に該当しないと判断したため、関係会社株式評価損を認識しました。

ベトナム・イタリー・スチール社の固定資産残高には重要性があるため、同社株式の実質価額の算定は、「連結注記表 Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損」に記載の主要な仮定により影響を受けます。これらの見積りの前提条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の関係会社株式の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 97,099百万円

2. 有形固定資産の減損損失累計額
減価償却累計額に含めて表示しています。

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金およびL/C取引等に対し、債務保証を行っています。

キョウエイ・スチール・ベトナム社	5,143百万円
米国共英製鋼会社	3,477百万円
チー・バイ・インターナショナル・ポート社	1,223百万円
ベトナム・イタリー・スチール社	13,268百万円
アルタ・スチール社	837百万円

上記ベトナム・イタリー・スチール社の債務保証には、同社の現地金融機関に対する借入債務のために、当社の依頼により金融機関が発行したスタンバイL/C対象の債務残高が含まれています。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務の金額は、次のとおりです。

短期金銭債権	9,482百万円
短期金銭債務	2,847百万円
長期金銭債権	0百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1)再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定めるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法によっています。

(2)再評価を行った年月日 2000年3月31日

(3)再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△4,171百万円

6. 圧縮記帳

当事業年度における国庫補助金等に係る資産の取得価額の直接圧縮累計額は602百万円です。

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高 15,773百万円

売上原価 22,892百万円

販売費及び一般管理費 5,146百万円

営業取引以外の取引

その他 1,088百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
普通株式	1,439,755	—	—	1,439,755
合 計	1,439,755	—	—	1,439,755

VII. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1)収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
減損損失	274百万円
投資有価証券評価損	55百万円
未払事業税	164百万円
子会社株式評価損	2,235百万円
関係会社出資金評価損	631百万円
貸倒引当金	28百万円
賞与引当金	202百万円
役員退職慰労金	20百万円
その他	270百万円
繰延税金資産小計	3,880百万円
評価性引当額	△3,352百万円
繰延税金資産合計	528百万円
(繰延税金負債)	
圧縮積立金	10百万円
その他有価証券評価差額金	627百万円
その他	89百万円
繰延税金負債合計	726百万円
繰延税金負債の純額	198百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
税額控除	△0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割額	0.2%
評価性引当額の増減	17.5%
税率変更による期末繰延税金負債の増額修正	△0.9%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.0%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しています。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は18百万円、法人税等調整額が0百万円増加し、その他有価証券評価差額金が18百万円減少しています。

また、再評価に係る繰延税金負債は70百万円増加し、土地再評価差額金が同額減少しています。

(4) 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っています。

Ⅸ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	共英産業(株)	大阪市北区	180	産業廃棄物の処理および再生製品の販売	所有 直接100.0	原料、製品等の購入および販売等	製品等の販売(注1)	14,073	売掛金	4,614
							原料等の購入(注1)	13,230	買掛金	1,190
子会社	アルタ・スチール社	カナダ	188百万カナダ\$	鋼材の製造および販売	所有 直接100.0	債務の保証	債務保証(注3)	837	—	—
							保証料の受取(注4)	3	—	—
子会社	キョウエイ・スチール・ベトナム社	ベトナム	48百万米\$	鋼材の製造および販売	所有 直接65.5	債務の保証	債務保証(注3)	5,143	—	—
							保証料の受取(注4)	5	—	—
子会社	ベトナム・イタリー・スチール社	ベトナム	20,220億VND	鋼材の製造および販売	所有 直接98.2	資金の貸付	資金の貸付(注2)	4,000	長期貸付金	4,000
							資金の回収	1,423		
						債務の保証	利息の受取(注2)	60	—	—
							債務保証(注3)	13,268	—	—
子会社	チー・バイ・インターナショナル・ポート社	ベトナム	6,171億VND	港湾事業	所有 直接53.7	債務の保証	保証料の受取(注4)	19	—	—
							債務保証(注3)	1,223	—	—
子会社	米国共英製鋼会社	米国	40百万米\$	米国で展開する事業会社株式の保有	所有 直接100.0	資金の貸付	資金の貸付(注2)	3,164	短期貸付金	2,991
							利息の受取(注2)	37		
						債務の保証	債務保証(注3)	3,477	—	—
							保証料の受取(注4)	15	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等については、以下のとおりです。

- 価格等の取引条件については、市場実勢を参考に価格交渉の上、決定しています。
- 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しています。
- 債務保証については、銀行借入およびL/C取引に対して行っています。また、ベトナム・イタリー・スチール社の債務保証にはスタンバイL/C対象の債務残高が含まれています。
- 債務保証に係る保証料の受取については、金融機関からの借入債務の保証を受ける場合の保証料率を勘案し決定しています。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	日鉄物産(株) (日本製鉄(株)の子会社)	東京都中央区	16,389	鉄鋼・産機・インフラ、繊維・食糧その他の商品の販売および輸出入業	被所有 直接1.4	原料、製品等の購入および販売等	製品等の販売(注)	8,878	売掛金	2,749
							原料等の購入(注)	14,700	電子記録債務	2,420
									買掛金	1,364

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等については、以下のとおりです。

価格等の取引条件については、市場実勢を参考に価格交渉の上、決定しています。

4. 役員および個人主要株主等

該当事項はありません。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,766円58銭
1株当たり当期純利益	134円95銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

貸借対照表の純資産の部の合計額	163,692百万円
普通株式に係る純資産額	163,692百万円
普通株式の発行済株式数	44,899千株
普通株式の自己株式数	1,440千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末普通株式の数	43,459千株

2. 1株当たり当期純利益

損益計算書上の当期純利益	5,865百万円
普通株式に係る当期純利益	5,865百万円
普通株式の期中平均株式数	43,459千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

XI. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の増資)

当社は、2025年3月4日付の会社法第370条（取締役会の決議に替わる書面決議）による決議に基づき、2025年5月8日付で当社の連結子会社であるベトナム・イタリア・スチール社に対する増資払込を完了しました。

(1) 増資の目的

当該連結子会社の経営改善および財務基盤強化に資することを目的としています。

(2) 対象会社の概要

名称	ベトナム・イタリア・スチール社
所在地	ベトナム国フンエン省
事業内容	鋼材の製造および販売
資本金	20,220億VND（増資前）
出資比率	98.2%（増資前）

(3) 増資の概要

発行株式数	118,510,000株
払込金額	11,851億VND（1株当たり10,000VND）
増資後資本金	32,071億VND
払込日	2025年5月8日
増資後出資比率	98.9%